

アクション・プランに基づき豊島区と東京労働局池袋公共職業安定所の 一体的実施(「ワークステップとしま」(仮称))に向けた提案

平成 26 年 5 月 9 日

豊 島 区

1. 提案の概要

豊島区役所庁舎内の生活福祉課に隣接するスペースに、生活保護受給者等、生活に困窮する者を対象としたハローワークのコーナーを設置し、就労支援ナビゲーターによる就労支援を実施する。

これにより、ハローワークと豊島区の生活保護等の相談窓口が一体となった就労支援体制が確保でき、経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施することが可能となる。

2. 提案理由

豊島区と池袋公共職業安定所は、生活保護受給者等就労自立促進事業の運営に係る地域生活福祉・就労支援協議会を設置し、連携して取り組んでいるところである。しかしながら、現在は生活保護受給者が中心であり、生活保護受給者とならなかった者の中にも、生活の安定や自立を目指すために就職支援が必要な者がいる現状に鑑み、区の生活相談からハローワークの就職相談への連携のあり方が課題となっている。

豊島区の生活保護世帯数についても平成 21 年度から急激な増加を示し、平成 24 年度の保護世帯数は 6,191 件、保護人員は 7,078 人となっており、保護率も 24.7% と、依然として高い水準である。加えて稼働年齢層を含むその他世帯の割合が増加していることから、生活困窮者に対し早期の時点でハローワークと連携した実効性の高い職業相談・職業紹介を行い、生活困窮からの脱却を目指すこととして、アクション・プランに基づき一体的実施を提案するものである。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者とする。(支援予定対象者数 年間 220 名)

(2) 設置場所

豊島区役所本庁舎 1 階 生活福祉課隣接スペース (豊島区福祉事務所内)

(平成 27 年 5 月の新庁舎移転に伴い、本窓口も新庁舎福祉総合フロアに移転の予定)

(3) 実施方針

豊島区と東京労働局池袋公共職業安定所(以下「国」という。)による運営協議会を設置するとともに、事業内容、実施体制、連携方法等、一体的な業務運営を行う。

国は窓口設置に必要な職員を配置の上、情報提供端末等を準備して下記(5)の業務を

実施する。区は本窓口設置に必要なスペースを提供するとともに、事業開始後は適切な対象者を相談窓口に誘導する。

(4)相談窓口名称

「ワークステップとしま」(仮称)

(5)主な業務内容

- ①就労支援ナビゲーターによる専門的な職業相談・職業紹介の実施
- ②就職活動課題解決サポート（自己理解の促進・求人情報の探し方・求人票の見方・応募書類の書き方・ジョブカード作成支援・面接時的心構え 等）
- ③求人情報提供端末設置によるハローワークの求人情報の提供
- ④求職者支援訓練や公共職業訓練の案内

(6)実施に係る経費負担

①国負担

○人件費（専門相談員）

- ・就労支援ナビゲーター 2名

○ハローワークシステム

- ・職業紹介端末 2台（専用プリンター付）
- ・求人情報提供端末 2台（OCR、専用プリンター付）
- ・求人情報提供端末設置台 2台
- ・回線工事
- ・回線使用料・保守料

○相談用備品

- ・机
- ・椅子
- ・パーテーション
- ・電話機
- ・キャビネット
- ・コピー・FAX複合機（保守料含む）
- ・シュレッダー
- ・パンフレットスタンド

○消耗品

- ・運営に係る消耗品（事務用品、コピー用紙等）

②区負担

○その他備品

- ・窓口案内表示

○工事

- ・電源、電話、FAX関連回線、交換機工事

○維持管理

- ・施設の維持管理（補修・清掃等）

- ・光熱費、通信費

(7)事業実施のメリット

- ・区役所の中での仕事の斡旋が可能となる。
- ・区とハローワークがひとつの相談窓口で一体的な就労支援体制をとるため、支援対象者に対する経済的自立を効果的・効率的に支援できる。
- ・ハローワークの求人情報提供端末、職業紹介端末を設置することにより、支援対象者にリアルタイムな仕事の斡旋ができ、効果的・効率的な就労支援が可能となる。
- ・生活保護の受給に至らない相談者に対して、早期に就労先の紹介をすることで、生活困窮状態からの脱却が可能となる。

(8)実施時期

平成26年度（平成26年10月開設目途）